

議案第39号

三次市立学校水泳プール管理規則の一部を改正する規則案について

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第25条第2項の規定により、三次市立学校水泳プール管理規則（平成16年三次市教育委員会規則第19号）の一部を改正する規則案について、次のように定める。
。

令和8年1月22日提出

三次市教育委員会教育長　迫　田　隆　範

規則第 号

三次市立学校水泳プール管理規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和 年 月 日

三次市教育委員会教育長 迫 田 隆 範

三次市立学校水泳プール管理規則の一部を改正する規則

三次市立学校水泳プール管理規則（平成16年三次市教育委員会規則第19号）の一部を次のように改正する。

別表第1 三次市立八幡小学校水泳プールの項を削る。

別表第2 中

「

三次市立河内小学校水泳プール, 三次市立三次小学校水泳プール,
三次市立栗屋小学校水泳プール, 三次市立十日市小学校水泳プール
, 三次市立八次小学校水泳プール, 三次市立酒河小学校水泳プール
, 三次市立青河小学校水泳プール, 三次市立神杉小学校水泳プール
, 三次市立田幸小学校水泳プール, 三次市立和田小学校水泳プール
, 三次市立川地小学校水泳プール, 三次市立川西小学校水泳プール
, 三次市立吉舎小学校水泳プール, 三次市立八幡小学校水泳プール
, 三次市立みらさか小学校水泳プール

」を

「

三次市立河内小学校水泳プール, 三次市立三次小学校水泳プール,
三次市立栗屋小学校水泳プール, 三次市立十日市小学校水泳プール
, 三次市立八次小学校水泳プール, 三次市立酒河小学校水泳プール
, 三次市立青河小学校水泳プール, 三次市立神杉小学校水泳プール

，三次市立田幸小学校水泳プール，三次市立和田小学校水泳プール
，三次市立川地小学校水泳プール，三次市立川西小学校水泳プール
，三次市立吉舎小学校水泳プール，三次市立みらさか小学校水泳プ
ール

」に改

める。

附 則

この規則は，令和8年4月1日から施行する。

三次市立学校水泳プール管理規則の一部を改正する教育委員会規則（案）
新旧対照表

改 正 案	現 行																												
<p>別表第1（第2条関係）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>プールの名称</th><th>管理責任者</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>略</td><td>略</td></tr> <tr> <td>略</td><td>略</td></tr> <tr> <td>略</td><td>略</td></tr> <tr> <td>略</td><td>略</td></tr> <tr> <td>略</td><td>略</td></tr> </tbody> </table> <p>別表第2（第4条関係）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>プールの名称</th><th>公開 期間</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>三次市立河内小学校水泳プール, 三次市立三次小学校水泳プール, 三次市立栗屋小学校水泳プール, 三次市立十日市小学校水泳プール, 三次市立八次小学校水泳プール, 三次市立酒河小学校水泳プール, 三次市立青河小学校水泳プール, 三次市立神杉小学校水泳プール, 三次市立田幸小学校水泳プール, 三次市立和田小学校水泳プール, 三次市立川地小学校水泳プール, 三次市立川西小学校水泳プール, 三次市立吉舎小学校水泳プール, 三次市立みらさか小学校水泳プール</td><td>略</td></tr> </tbody> </table>	プールの名称	管理責任者	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	プールの名称	公開 期間	三次市立河内小学校水泳プール, 三次市立三次小学校水泳プール, 三次市立栗屋小学校水泳プール, 三次市立十日市小学校水泳プール, 三次市立八次小学校水泳プール, 三次市立酒河小学校水泳プール, 三次市立青河小学校水泳プール, 三次市立神杉小学校水泳プール, 三次市立田幸小学校水泳プール, 三次市立和田小学校水泳プール, 三次市立川地小学校水泳プール, 三次市立川西小学校水泳プール, 三次市立吉舎小学校水泳プール, 三次市立みらさか小学校水泳プール	略	<p>別表第1（第2条関係）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>プールの名称</th><th>管理責任者</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>略</td><td>略</td></tr> <tr> <td>三次市立八幡小学校水泳プール</td><td>三次市立八幡小学校長</td></tr> <tr> <td>略</td><td>略</td></tr> </tbody> </table> <p>別表第2（第4条関係）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>プールの名称</th><th>公開 期間</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>三次市立河内小学校水泳プール, 三次市立三次小学校水泳プール, 三次市立栗屋小学校水泳プール, 三次市立十日市小学校水泳プール, 三次市立八次小学校水泳プール, 三次市立酒河小学校水泳プール, 三次市立青河小学校水泳プール, 三次市立神杉小学校水泳プール, 三次市立田幸小学校水泳プール, 三次市立和田小学校水泳プール, 三次市立川地小学校水泳プール, 三次市立川西小学校水泳プール, 三次市立吉舎小学校水泳プール, 三次市立八幡小学校水泳プール, 三次市立みらさか小学校水泳プール</td><td>略</td></tr> </tbody> </table>	プールの名称	管理責任者	略	略	三次市立八幡小学校水泳プール	三次市立八幡小学校長	略	略	プールの名称	公開 期間	三次市立河内小学校水泳プール, 三次市立三次小学校水泳プール, 三次市立栗屋小学校水泳プール, 三次市立十日市小学校水泳プール, 三次市立八次小学校水泳プール, 三次市立酒河小学校水泳プール, 三次市立青河小学校水泳プール, 三次市立神杉小学校水泳プール, 三次市立田幸小学校水泳プール, 三次市立和田小学校水泳プール, 三次市立川地小学校水泳プール, 三次市立川西小学校水泳プール, 三次市立吉舎小学校水泳プール, 三次市立八幡小学校水泳プール, 三次市立みらさか小学校水泳プール	略
プールの名称	管理責任者																												
略	略																												
略	略																												
略	略																												
略	略																												
略	略																												
プールの名称	公開 期間																												
三次市立河内小学校水泳プール, 三次市立三次小学校水泳プール, 三次市立栗屋小学校水泳プール, 三次市立十日市小学校水泳プール, 三次市立八次小学校水泳プール, 三次市立酒河小学校水泳プール, 三次市立青河小学校水泳プール, 三次市立神杉小学校水泳プール, 三次市立田幸小学校水泳プール, 三次市立和田小学校水泳プール, 三次市立川地小学校水泳プール, 三次市立川西小学校水泳プール, 三次市立吉舎小学校水泳プール, 三次市立みらさか小学校水泳プール	略																												
プールの名称	管理責任者																												
略	略																												
三次市立八幡小学校水泳プール	三次市立八幡小学校長																												
略	略																												
プールの名称	公開 期間																												
三次市立河内小学校水泳プール, 三次市立三次小学校水泳プール, 三次市立栗屋小学校水泳プール, 三次市立十日市小学校水泳プール, 三次市立八次小学校水泳プール, 三次市立酒河小学校水泳プール, 三次市立青河小学校水泳プール, 三次市立神杉小学校水泳プール, 三次市立田幸小学校水泳プール, 三次市立和田小学校水泳プール, 三次市立川地小学校水泳プール, 三次市立川西小学校水泳プール, 三次市立吉舎小学校水泳プール, 三次市立八幡小学校水泳プール, 三次市立みらさか小学校水泳プール	略																												

○三次市立学校水泳プール管理規則

平成16年4月1日教育委員会規則第19号

改正

平成17年3月24日教育委員会規則第4号

平成18年3月28日教育委員会規則第4号

平成19年3月30日教育委員会規則第3号

平成22年3月30日教育委員会規則第4号

平成24年3月28日教育委員会規則第5号

平成27年6月30日教育委員会規則第10号

平成30年12月25日教育委員会規則第10号

令和7年3月21日教育委員会規則第1号

三次市立学校水泳プール管理規則

(趣旨)

第1条 この規則は、三次市立学校施設利用条例（平成16年三次市条例第119号。以下「条例」という。）に定めるもののほか、三次市立学校水泳プール（以下「プール」という。）の管理及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(管理責任者)

第2条 プールの管理責任者は、別表第1のとおりとする。

- 2 管理責任者は、遊泳の調整、警備、監視、清掃、管理運営に必要な業務をつかさどる。
- 3 管理責任者は、児童生徒の水泳中は、1人以上の監視員を配置して、児童生徒の監視に当たらせなければならない。

(管理)

第3条 プールの管理運営は、当該校の管理責任者が当たるものとする。

(一般公開期間)

第4条 プールを一般利用に公開する期間は、別表第2のとおりとし、公開時間は、管理責任者が別にこれを定める。ただし、市外一般者の利用は、原則として許可しない。なお、管理責任者が必要と認めたときは、公開期間若しくは時間を伸縮し、又は休止することができる。

- 2 児童生徒以外の者でプールを利用する者は、当該管理責任者の許可を受けなければならない。

(一般公開の使用料)

第5条 一般公開による使用料は、無料とする。

(専用利用の許可)

第6条 一般者においてプールの施設の全部又は一部を専用しようとする者は、別に定める条例による許可を受けなければならない。

- 2 前項による専用利用の許可をしたときは、その部分については、一般の利用を認めない。
- 3 専用利用の許可を受けた者は、その権利を他に譲渡し、又は転貸することはできない。
- 4 三次市教育委員会（以下「教育委員会」という。）は、第1項の許可にあっては、プールの施設の管理上必要と認める条件を付けることができる。

(専用利用の使用料)

第7条 前条に定める専用利用の許可を受けた利用者は、条例に定める専用使用料を納めなければならない。

- 2 専用利用に当たり特別の要請による水の入替えその他これに要した費用は、すべて利用者の負担とする。

(使用料の減免)

第8条 教育委員会は、体育振興上その他特別の理由があると認めるときは、専用使用料を減額し、又は免除することができる。

(利用の制限)

第9条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当する場合は、利用を許可しないことがある。

- (1) 利用者が他人に危害を及ぼし、又は他人の迷惑となる物品類を携行しているとき。
- (2) 利用者が酒気をおびていると認められるとき。
- (3) 利用者が保護者の同行しない幼児であるとき。
- (4) 利用者が風紀を乱し、又はそのおそれがあると認められるとき。
- (5) 利用者が感染性の疾病にかかっていると認められるとき。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、特に管理責任者が不適当と認めるとき。

(退去命令)

第10条 教育委員会は、前条各号のいずれかに該当する場合は、当該利用者に対し、退去を命ずることができる。

(場内心得)

第11条 プール利用者及び観覧者は、別表第3に定める場内心得に示す各項目を厳守しなければならない。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成16年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日の前日までに、合併前の三次市立学校水泳プール管理規則（昭和41年三次市教育委員会規則第2号）, 布野村学校水泳プール管理運営規則（昭和51年布野村教育委員会規則第2号）, 吉舎町立学校水泳プール管理規則（昭和42年吉舎町教育委員会規則第1号）, 三和町立学校水泳プール管理規則（昭和42年三和町教育委員会規則第1号）, 甲奴町学校水泳プール管理運営規則（昭和43年甲奴町教育委員会規則第1号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの規則の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則（平成17年教委規則第4号）

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成18年教委規則第4号）

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成19年教委規則第3号）

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成22年教委規則第4号）

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成24年3月28日教委規則第5号）

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成27年6月30日教委規則第10号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成30年12月25日教委規則第10号）

(施行期日)

1 この規則は、平成31年4月1日から施行する。

(準備行為)

2 この規則による改正後の三次市立小中学校の管理及び学校教育法の実施に関する規則、三次市立学校水泳プール管理規則又は三次市立小中学校通学区域に関する規則（以下「三次市立小中学校の管理及び学校教育法の実施に関する規則等」という。）の施行に関し必要なその他の行為は、この規則の施行前においても、三次市立小中学校の管理及び学校教育法の実施に関する規則等の規定により行うことができる。

附 則（令和7年3月21日教委規則第1号）

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

別表第1（第2条関係）

プールの名称	管理責任者
三次市立河内小学校水泳プール	三次市立河内小学校長
三次市立三次小学校水泳プール	三次市立三次小学校長
三次市立栗屋小学校水泳プール	三次市立栗屋小学校長
三次市立十日市小学校水泳プール	三次市立十日市小学校長
三次市立八次小学校水泳プール	三次市立八次小学校長
三次市立酒河小学校水泳プール	三次市立酒河小学校長
三次市立青河小学校水泳プール	三次市立青河小学校長
三次市立神杉小学校水泳プール	三次市立神杉小学校長
三次市立田幸小学校水泳プール	三次市立田幸小学校長
三次市立和田小学校水泳プール	三次市立和田小学校長
三次市立川地小学校水泳プール	三次市立川地小学校長
三次市立川西小学校水泳プール	三次市立川西小学校長
三次市立吉舎小学校水泳プール	三次市立吉舎小学校長
三次市立八幡小学校水泳プール	三次市立八幡小学校長
三次市立みらさか小学校水泳プール	三次市立みらさか小学校長

別表第2（第4条関係）

プールの名称	公開期間
三次市立河内小学校水泳プール、三次市立三次小学校水泳プール、三次市立栗屋小学校水泳プール、三次市立十日市小学校水泳プール、三次市立八次小学校水泳プール、三次市立酒河小学校水泳プール、三次市立青河小学校水泳プール、三次市立神杉小学校水泳プール、三次市立田幸小学校水泳プール、三次市立和田小学校水泳プール、三次市立川地小学校水泳プール、三次市立川西小学校水泳プール、三次市立吉舎小学校水泳プール、三次市立八幡小学校水泳プール、三次市立みらさか小学校水泳プール	7月1日～8月31日

別表第3（第11条関係）

場内心得

- 1 入場者は、お互いに場内を清潔にすることに心がけ、かみくずその他よごれた物は、きめられた場所以外にすてないようにしましょう。
- 2 プールに入るとき、上がるときは必ずシャワーで体をきれいに洗いましょう。
- 3 プールに入る前には用便をすまし、プールの中では絶対にしないようにしましょう。
- 4 プールの中では、たんやつばを絶対に、はかないようにしましょう。
- 5 プールの中で、じやれたり、おぼれたまねをしないようにしましょう。
- 6 泳ぐ時間は、引き続き20分をこえないように、また泳ぐ時間の合計が1時間こえないようにしましょう。
- 7 プールサイドには、履物をはいたり汚れた足で入場しないようにしましょう。
- 8 場内では、必ず監視員の指示にしたがいましょう。

以上